

報こすど

館能日 公民純15
町崎月 小須戸部
発行所 小宮每1
発行人 小宮每1
発行日

被害総額

参億壹千四百万円に 当町の八・二八水害により

さる八月二十八日より、全壊及び流失
○全壊及び流失 三戸 床上浸水 一四八戸
○床上浸水 一八名 被害世帯員 七六一名
○半壊 五戸 床上浸水 二一六戸
○被害世帯員 二八名 被害世帯員 九九八名
○一部破損 二四戸 以上のような状況であり、
町村と共に災害救助法の適用を受けました。

小須戸町で最も被害の大きかったのは、矢代田関係のいわゆる山の手であります。今回は多量の雨により、山くずれがあり、これにより住宅や農地等への被害を大きくしたのであります。



全壊住宅 (矢代田 田沢栄作宅)



神明町地内の床下浸水



水田地内の浸水 (この下に田んぼがある)



各所で水没した田んぼ

桜木町	床上	四戸	矢代田	全壊	二戸
鶴出古木	床上	三戸	半壊	四戸	
横川浜	床上	四戸	一部破損	三戸	
鎌倉	床上	八戸	床上	七八戸	
天ヶ沢	床上	二戸	床上	四二戸	
	一部破損	一戸	新保	八戸	
	床上	二五戸	その他農地等の関係に		
	床下	一七戸	ついても、多大な被害を		
			蒙り、国における根本対		
			策が望まれています。		

税の軽減や免除を 税だより

国税

このたびの水害により、被害を受けた方々の納税に心からのお見舞い申し上げます。このたびの水害で被害を受けた方々の納税に心からのお見舞い申し上げます。

(1) 今年の見積所得金額が百五十万円をこえ、二百五十万円以下の場合、(1)の月間の源泉徴収を猶予することができ、納付した税額の還付を受けることができます。

(2) 今年の見積所得金額が百五十万円をこえ、二百五十万円以下の場合、(1)の月間の源泉徴収を猶予することができ、納付した税額の還付を受けることができます。

(3) 今年の見積所得金額が百五十万円をこえ、二百五十万円以下の場合、(1)の月間の源泉徴収を猶予することができ、納付した税額の還付を受けることができます。

(4) 相続税、贈与税については、これから申告しなればならない人で、相続や贈与を受けた財産に相当する被害をうけた場合は軽減、免除の制度があります。

(5) 酒類または砂糖、糖みつもしくは糖水、物品税法別表に掲げる第二種または第三種の物品、揮発油、石油、ガスもしくはトランプ類の製造者または販売業者が販売のために所持している、これらの課税済み品が亡失し、滅失した場合は、これらに課税された物品に課税された税金相当額を控除または還付してもらうことができます。

(6) 災害による国税のいろいろな申告や申請納税などが期限までにできないときは、または納税が困難となったときは、税務署へ申請してください。

(7) 以上災害軽減期限の延長等のあらましをお知らせいたしますが、なお不明な点は税務署に、水害特別相談室を設けて、ご相談に応じておりますからお気軽にご利用ください。(新津税務署)

県税

被災者の方の県税については、次の特別措置をおこないますので、大要をお知らせします。

一、納期限の延長
八月二十八日から九月三十日までの間に申告申請、納税等をしたければならないものについては、十月三十一日まで延長されます。

二、個人事業税
事業用資産の二分の一以上の損害を受けた場合などは、損害の額の程度に応じて減免されます。なお床上浸水三日以上または床下浸水六日以上の場合も減免の対象になります。

三、不動産取得税
土地が流されたり、建物がこわれ壊れたために代りの土地や建物を取得した場合は、面積の

四、自動車税
自動車に損害を受けたため、一定額以上の修繕料を支払った場合は減免されます。

五、申請手続き
被災証明書を添付した申請書を延長された納期限までに、新津財務事務所に出してください。

六、納税の猶予
災害を受けたため納税することが困難と認められる場合は、その程度に応じて、納税の猶予を受けられます。

七、納税相談所
新津財務事務所では、納税相談所を開設しておりますので、減免、納税の猶予等を希望される被災者の方は、遠慮なくご相談ください。
新津財務事務所

町税も 納期を延長

常日頃町税に対し御協力をお願いいたしまして、誠にありがとうございます。つきましては今回の水害のため、町税の納期の延長について、左記のように取扱いをいたしますのでお知らせ致します。

一、八月二十八日から三十日までに申告申請請求その他の書類の提出(不服申立て)に関するものを除く)または納

二、町税の減免については、減免条例を町議会に提出し、議決の必要がありますので、今すぐ減免というわけにはいきませんが、被害のある納税者は、町税減免申請を忘れずに済ませられるようお奨めします。(役場税務課)

市外電話が 即時通話に

お待たせ致しましたが、九月二十四日午前〇時より全国(主要都市三千余市町村)へ即時通話が可能なになりましたので、充分のご利用をお願いいたします。

※市外通話のかけ方
交換がでたら、今までのとおり「市外」とお告げください。

※市外通話のかけ方
市外係がでたら、即時通話の場合「即時」とお告げください。何番から何番へとお申込みになります。お待ちください。

※市外通話のかけ方
また待合せ通話の場合は「何番から何番へ」(特急、至急、普通)の区別にお申込みになり、いったん切ってお待ちください。

※料金をお知りになりたいときは、お申込みの際に「終ったら料金を」とお告げください。

※その他のかけ方
電話で電報をお打ちになるときは「電報保」とお告げください。

※市外通話のお問い合わせ
市外電話番号調べ、電話番号簿または郵便局など「市外案内」とお告げください。
小須戸郵便局

※家族そろってご参加ください
第二回 町民歩け歩け大会
期日 十月十日九時 集合 小須戸中グラウンド
方面 矢代田お茶山 山頂で宝さがし大会を開催
中食 各自持参 雨天中止とします

市外通話のかけ方

新潟	二四円一分八円
新潟	一五円五分
白根	一五円五分
五泉	一五円五分
亀田	二四円五分
東京	一八三元
	一分ますことに
	六円
	一〇五円一分
	すごとに三五円と
	なります。
	その他細部については
	電話番号簿または郵便局
	でおたずねください。
	小須戸郵便局

